

2022年度 富士通製ノートパソコン 動産補償制度のご案内

補償されるもの（補償の目的）

お買い上げいただいた富士通製ノートパソコン本体（ACアダプタを含みます）※内蔵バッテリーは消耗品扱いのため含みません。

1. 補償内容（日本国内における偶発的な事故を補償いたします。）

- ①メーカー保証の対象とならない、破損・火災・落雷・水漏れ・盗難等の修理費用等を4年間補償いたします。
- ②修理の場合は、株式会社 福岡大学サービス 情報プラザ を通じての修理となります。
他の修理業者等にて修理をした場合、当補償を受けることはできません。
- ③修理不能及び盗難等でパソコンが無くなった場合は、下記4.で定めた補償限度額（補償金）をお支払いします。
なお、補償金を受取った時点で動産補償サービスは終了いたします。
- ④修理可能な場合は下記4.で定めた補償限度額内であれば何度でも修理いたします。
（修理回数に制限はありません。）
- ⑤補償の対象とならない事故や修理代が下記4.で定めた補償限度額を超える場合は、実費または超過分の費用をお支払いいただきます。

（注）通常使用時の故障は、ご購入から4年間メーカー保証が適用されます。

2. 補償期間（下記期間内に発生した事故について補償いたします。）

パソコンを引き取った日から2026年3月31日まで（ただし、大学在学中に限ります。）

3. 補償される損害と補償されない主な損害

補償される損害	補償されない主な損害
破損、火災、落雷、爆発、破裂、水濡れ、洪水その他偶発的な事故で部品交換を伴うもの、盗難（警察にて盗難届受理のもの）但し、置き忘れが原因の盗難は、盗難届の受理に関わらず補償されません。	故意、重過失、置き忘れ・紛失、自然の消耗、劣化、腐食、さび、かび、変色、虫食い、擦傷、塗装の剥落、汚れ、ソフト等の単独損害、詐欺、横領、地震、噴火、津波、パソコン本体以外の周辺機器の損害、海外で発生した損害、予防交換費用、部品交換を伴わない修理費用、メーカー保証書記載の有償修理事項等（左記記載以外）

4. 補償限度額について【富士通製ノートパソコン】

1 修理補償限度額 [i7:17.0万円 , i5:15.1万円 , i3_256:13.5万円]

5. 事故や故障が発生した場合

福岡大学サービス 情報プラザまでパソコンをお持ちください。

盗難等でパソコンがない場合は下記書類を取りそろえて、情報プラザへご連絡ください。

※盗難の場合、警察へ盗難の届出（受理番号の取得）が必要になります。[紛失による遺失物届は補償対象外]

※火災の場合、消防署にて罹災証明書の入手が必要になります。

〈事故・故障修理のお問合せ〉

(株)福岡大学サービス 情報プラザ
福岡大学内 60周年記念館1階
TEL : 092-865-8260
FAX : 092-865-8360

〈動産保険に関するお問合せ〉

(株)富士通トータル保険サービス
九州支店 P C 動産補償制度担当
TEL : 092-411-6351
FAX : 092-411-6833
(土日祝・年末年始を除く 9 : 00~17 : 00)

本サービスのうち動産補償に関しては株式会社福岡大学サービスが **損害保険ジャパン株式会社** と動産総合保険契約を締結しています。